

**「電気・ガス料金支援」の実施に伴う
電気料金の特別措置の認可申請について**

当社は、国の「電気・ガス料金支援^{※1}」（以下、「本事業」）による電気料金の特別措置を講じることとし、本日、経済産業大臣宛に認可申請を行いました。

本事業の「足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する 7 月、8 月、9 月の 3 カ月について、電気料金支援を実施する」との趣旨に鑑み、支援対象となる全てのお客さまに迅速に支援をお届けすべく、電気料金からの値引きを実施いたします。

このため、燃料費調整単価の軽減による電気料金の特別措置を講じることとし、「特定小売供給約款以外の供給条件」の設定について、経済産業大臣に認可申請を行ったものです。

なお、本事業における特別措置の内容は下記のとおりです。

記

1. 特別措置の内容

本特別措置の適用にあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

【低圧でご契約のお客さま】

- ・特定小売供給約款（低圧規制料金）に基づき算定される 2025 年 8 月分および 10 月分（2025 年 7 月使用分および 9 月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.0 円（税込み）を、2025 年 9 月分（2025 年 8 月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.4 円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。
- ・低圧電気標準約款等（低圧自由料金）の適用を受けるお客さまにも、同様の措置を適用いたします。

【高圧でご契約のお客さま】

- ・2025 年 8 月分および 10 月分（2025 年 7 月使用分および 9 月使用分^{※2}）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.0 円（税込み）を、2025 年 9 月分（2025 年 8 月使用分^{※3}）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.2 円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

- ※1 2025 年 4 月 22 日の石破内閣総理大臣記者会見において発表された内容に基づく、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するためのエネルギー価格高騰対策。対象期間における請求金額を算定する際に、直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する。
- ※2 高圧のうち検針日（計量日）が毎月初日のお客さまについては、2025 年 8 月使用分および 10 月使用分。
- ※3 高圧のうち検針日（計量日）が毎月初日のお客さまについては、2025 年 9 月使用分。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

事業の詳細につきましては、資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
電気・ガス料金支援事務局へお問い合わせください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

《お問い合わせ窓口》

資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援事務局

T E L. 0120-013-305

【受付時間】

平日 9 時から 17 時まで

以 上

（別 紙 1）電気・ガス料金支援による電気料金のご負担軽減イメージ

（別 紙 2）モデル料金への影響

（別 紙 3）本措置に係るお客さまへのお知らせ方法について